

兵庫県公報

令和4年3月24日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則

ページ

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則及び職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 1

公布された法令のあらまし

- ◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則及び職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第1号）
派遣先団体の名称変更等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則及び職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第1号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則及び職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第1条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号の項中「公益財団法人兵庫県体育協会」を「公益財団法人兵庫県スポーツ協会」に改める。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第2条 職員の退職管理に関する規則(平成28年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第9条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。